令和５年大鰐町議会第１回定例会一般質問通告者表

順 位	質　問　者	質問内容	質問方式	答弁を求める者
１	三　浦　道　広 （１番）	①除雪作業及び町直営の除雪隊の体制について ②学童保育及び病児保育について ③町民農園再開及び町民農園問題について	一問一答	町　　長 町　　長 町　　長
２	藤　田　賀津彦 （２番）	①インバウンド集客対策、町内のＷｉ－Ｆｉ、キャッシュレス整備の進捗について ②大鰐町廃校施設の利用について ③次年度のおおわに冬季観光キャンペーンについて	一問一答	町　　長 町　　長 町　　長
３	山　谷　博　子 （４番）	①学校給食での食育の取り組みについて ②６次産業について	一問一答	教　育　長 町　　長

順 位	質　問　者	質問内容	質問方式	答弁を求める者
4	内　海　繁　勝 （８番）	①法律（地方自治法）の定めで財産区は「特別地方公共団体」に属しこれに例外はない。また財産区を統括する管理者は普通地方公共団体（地方自治体）の市町村長であり、財産区はその指揮管理の下にある。また法律で禁じているとおり、財産区は独自に執行機関を有することが出来ない。これについて調査したところ、宿川原財産区の累々たる法令違反が判明しており、加えて当該財産区の公金の流れについて法律上の措置が必要であり、そのため同財産区に対して契約書、領収書、帳簿、会議録、預金通帳等、同財産区が保存してある全ての関係書類の提出を命じ、その上で実態を解明すべく、厳正かつ厳格な行政事務調査を実施し、これらの調査結果を青森県知事に申告をしなければならない。また大鰐町議会に対しても説明を必要とし、さらに公金の費消、その流れに重大な疑念があり、これに加え公金を流用して供応したとする情報もあり、これに関し行政がその調査に限界があると判断に至った場合、一連の事実関係の調査を黒石警察署刑事課刑事第二係の手に委ねるべきであろう。また大鰐町は当該財産区にかかる特別会計の条例を制定し、その上ですべての金員の収支を計上する予算かつ決算それぞれの書面を町議会に示し、承認を得る必要がある。	一括・二分割質問	町　　長

		②「地方自治法第９２条第２項」「公職選挙法第１０３条第２項」の法令に違反し、法律（公職選挙法）上、当選を失い議員籍が喪失する「兼職議員の前田一裕氏」に対し、「地方自治法第１２７条」に基づく議員資格調査特別委員会において、法令に違反し議員の資格が無い兼職議員の前田一裕氏に対し、その職を失わせしめる決定を下すことが出来るのであり、法律上この決定（裁決）に当該人前田一裕氏は加わることは出来ない。そして決定が確定したその日を以て、直ちに議員の職を失うということは、これも前掲の法令（第１２７条）で厳格に決まっており、この決定に本人はもとより、何人足りもこれに異論を差し挟む余地は無い。いずれの法手続を執行するにせよ、兼職議員前田一裕氏の失職は免れることは出来ない。 ③昨年の町議会議員選挙の結果を検証し、これは町民の意識に真っ向から違背する現職の議員らに対し、大鰐町の有権者から猛烈な批判の強風が吹き荒れたのは否定できない。これまでの選挙で前例が無く正に空前絶後、議員全員の得票数が前回の選挙に比べてがた落ちし、特に野党議員のそれが半数以上も大幅に票を減らした上、さらに現職議員が落選し、数を嵩に議会を混乱に陥れた野党の議員らに対して、有識者が鉄槌を下したというべきであろう。町民から付託を受けた町会議員の職責でありその責務とは、何よりも町民のために行うべき優先事項に意		選挙管理委員長 町　　長

		を置き、行動すべきであり「この町の今」「この町が置かれている人口減少の問題」「困窮するこの町の住民の方々」「この町の将来」「この町に山積する多くの課題」などに思いを馳せるべきで、付託を受けた議員らが今何を為すべきか、野党議員らにその意識が極めて希薄であり、根底から欠如しているというしかない。野党の議員たちがやっていることは、住民が抱いている意識と完全に乖離しており、野党議員の全員が大きく票を減らし、選挙で評価を下げたのは当然であり、事実上かつ実態的な野党議員らの惨敗結果に対し町民の誰もが拍手喝采、その一方で未だ何の反省も総括もなく、何も感じない資質の議員らでは、衰退の度を増すこの町は絶対に良くなるわけがなく、町民にとりこれら野党の議員がいま以上に見識を高めるべきで、それを怠りその態度を変えない限り、大鰐町発展の障害になるだけでしかない。 ④教育行政を忠実に実践し、これまで全く何の落ち度もなく、さらに自ら進んで雑務を引き受け、また登下校する子供達と毎日挨拶を交わし、子供達からも好かれ、誰に聞いても例外なくその評価が高く、人格が秀でた前教育長に対し、徒党を組む野党らがさしたる根拠も示さず、理不尽にも情け容赦なく、その首を跳ねた野党議員らの暴挙には、町民の誰が聞いても絶対に看過できる訳は無い。教育長の再任を否決したその理由とは「教育長の任期１０年		町　　長 教　育　長

		は長いからして再任できない」という。しかしそれをいう張本人が己の議員任期４０年を棚に上げ、教育長の任期を問題視すること自体、正に語るに堕ちるいうしかない。町長を責め立てる好機と捉え、町職員の取るにも足らない些細な手落ちをことさらに大きく捉え、まるで下らない案件にもかかわらず、多額な経費を要し１００条まで持ち込んで大騒ぎした町議会、その結果行政の停滞のみならず、何よりも貴重な税金を無駄に浪費したこの事実を蚊帳の外に置き、対決姿勢を鮮明にした、いわゆる町民農園の件のみならず、教育長人事などを見る限り、数を嵩に徒党を組んだ野党議員らの野合により、政争の具と化したのは、何人足りと否定はできない。何れにしても教育長の再任を妨げた野党議員の非常識な行動を見る限り、本来あるべき町会議員の姿のみならず、議員の職務職責から完全に逸脱しており、これに対し「町会議員として他にやることがあるだろう」との大鰐町民の厳しい声を完全に無視、野党らの全く下らない政争で大鰐町行政はもとより、大多数の大鰐町民や教育関係者を敵に回したあからさまな挑戦であろう。これは何の理念もなく反対姿勢を鮮明にした野党議員らによる教育長人事の否決であり、騒がすことでありもしないその存在感を示すことが目的の農園問題というしかない。この一連の事件を含め、これら野党議員らの後ろ盾と指摘されても致し方なく、		

		手にした権力を失った腹いせに議会の混乱に乗じ、あたかも群れをなす野犬の如く、山田町長の足下に噛みつく異常な状況を陰でほくそ笑む、いわゆるキングメーカーの薄汚い姿が見え隠れしてならない。		